

注意事項等

- 1 本書は、特別徴収の個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した（従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。提出期限は、**該当の従業員等の異動があった月の翌月10日まで**です。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2 **機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。**訂正する場合は二重線で抹消してください。
- 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印  
8

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

整理番号	
7年度 特別徴収番号 宛番号	
8年度 特別徴収番号 宛番号	

所在地名  
市町村長  
令和 年 月 日 提出

給与支払義務者  
（特別徴収義務者）

個人番号又は法人番号  
（右詰めでご記入ください）

課税関係  
担当者  
氏名  
電話番号  
内線

フリガナ 氏名	新 姓	特別徴収税額 （年税額）	（ア） 特別徴収税額 （年税額）	（イ） 徴収済税額	（ウ） 未徴収税額 （ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法
生年月日 元号 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日		円	円	円	円	令和 年 月 日	番号を記入 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 7. その他の理由を右欄へ記入	番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 （本人が納付）
個人番号								
住所 1月1日現在 異動後								

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）  
所在地名 フリガナ

特別徴収指定番号

担当者 氏名 電話番号

新しい勤務先へは、  
月割額 円 を 月分  
（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。  
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号

納入書の要否  
（新規の場合のみ記載）

番号を記入 ① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ① 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。  
② 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額  
（（ウ）と同額）を  
右欄に記入

円

左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

① 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。  
② 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。  
③ 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄	7年度	月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	8年度	月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）を（確認）ください。